

神奈川県医療機関・ 医療関係者向け支援事 業のご案内

令和6年度版

神奈川県健康医療局
保健医療部医療企画課

目 次

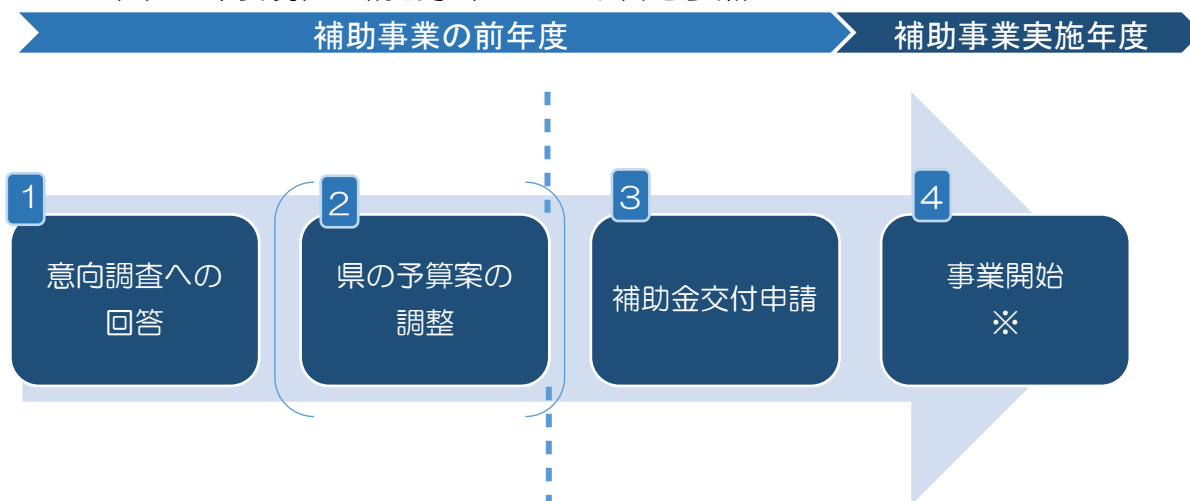
1 補助金申請の流れについて	… 1
2 病床機能転換に活用できる支援策	… 4
3 県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和 6 年度）	
• 補助金	… 7
• 補助金以外の支援策	… 19

1 補助金申請の流れについて

県が医療機関を対象として実施する補助金の基本的な流れを記載しています。補助金によって申請時期や交付時期が異なりますので、詳しくは補助金担当課へお問い合わせください。

(1) 基本的な流れ（既に補助制度がある場合）

※令和6年度現在の補助事業はP7以降を参照



	項目	時期（予定）	概要
前年度	1 意向調査	【前年度】 5～9月頃	県から補助対象事業者等に対して、ホームページやメール等により、翌年度の補助事業の実施意向についての調査を行います。意向がある場合は回答してください。 ※事業によって実施時期や実施方法は異なりますので、ご不明な場合は、補助金担当課にお問い合わせください。
	2 県の翌年度予算案の調整	9月～3月頃	意向調査の結果に基づき、県が予算案を作成し、県庁内での調整を行います。県議会の議決により、3月に予算が確定します。
	3 補助金交付申請	3月頃～	県に対して補助金の交付申請をします。 ※事業により時期は異なります。
実施年度	4 事業開始	【事業実施年度】 4月以降	県から補助金の交付決定がされた後、事業に着手することができます。

(2) 補助金を活用する場合の留意点

- 工事契約や設備購入契約等にあたり、原則として一般競争入札を行う必要があります。
- 県からの補助交付決定後に事業に着手する必要があります。

※県が事前着手を認めた場合以外は、交付決定前に着手した場合は、補助対象となりません。

新規の補助事業を提案することができます

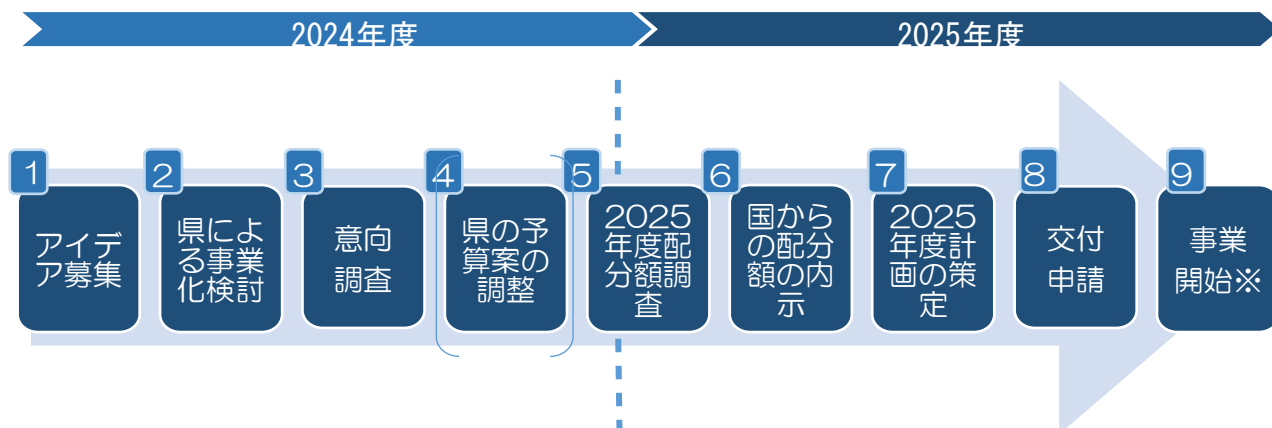
現在は存在しない補助事業について、県が毎年実施する地域医療介護総合確保基金のアイデア募集で提案し、新規事業として採択されれば、翌年度（原則として9月頃）に、新たな補助事業が開始されます。

① 基金のアイデア募集とは

- 基金を活用していくにあたり、毎年、基金の事業計画策定の参考とするため、県民、医療・介護団体の皆様から、これからの医療・介護サービスの提供体制の充実に向けた事業のアイデアを募集します。
- 下記の4つの分野に該当する取り組むべき事業を提案していただきます。
 1. 病床の機能分化・連携
 2. 在宅医療の提供体制の整備・充実
 3. 医師や看護職員等の医療従事者の確保・養成
 4. 勤務医の働き方改革の推進
- アイデアを提案していただいた場合、提案の採否については、原則、回答していません。

⇒ 特定の医療機関限定ではなく、県や地域のニーズを踏まえた提案、複数の医療機関が活用できる提案であれば、採択される可能性があります。

② アイデア募集から事業化までの流れ（2024年度募集の想定スケジュール）

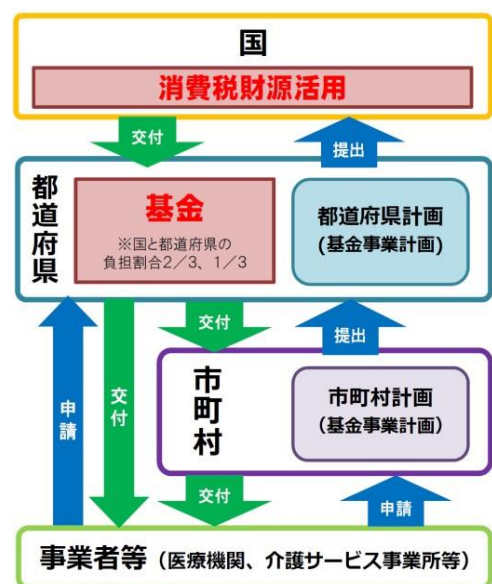


項目	時期(予定)	概要
1 アイデア募集	2024 年 5 月 24 日 ～ 7 月 22 日	基金を活用した新規事業のアイデアを、県ホームページにおいて募集します。
2 県による事業化検討	2024 年 8 月 ～	提案されたアイデアについて、県の担当課から詳細をお聞きする場合がありますので、可能なら、アイデア応募の際、連絡先の記入をお願いします。
3 県の 2025 年度予算案の調整	2024 年 9 月 ～2025 年 1 月頃	2025 年度の基金計画の策定を見据え、事業化検討と並行して、県の 2025 年度予算の調整を行います。 (当初予算案は 2 月に公表)
4 国の基金配分に向けた調査	2025 年 2 月 ～ 4 月頃	国が都道府県に配分する額を調整するため、各都道府県の 2025 年度の計画の計画額や内容についての調査が行われます。
5 国からの配分内示	2025 年 8 月 頃 (想定)	国から県に対して 2025 年度の配分額が内示されます
6 2025 年度計画の策定	2025 年 9 月 頃 (想定)	国からの内示額を踏まえ、県で 2025 年度計画を策定して国に提出します。
7 補助金交付申請等	2025 年 9 月 頃 (想定) ※	医療機関から県に対して補助金の交付申請をし、県が交付決定を行います。
8 事業開始	2025 年 9 月 頃 (想定) ※	事業開始

※事業によっては、過去の基金の残額を活用することで、9 月よりも前に交付決定・交付決定を行い、事業に着手できる場合があります。

【参考】地域医療介護総合確保基金の基本的な仕組み 医療と介護の提供体制の充実を図るための基金

- 国と都道府県が負担して、都道府県ごとに造成
- 基金を活用して事業を行うためには、都道府県計画への位置付けが必要
- 基金は「医療分」と「介護分」に大別。
- 医療分は、次の 4 つの分野で基金を活用。
 1. 病床の機能分化・連携
 2. 在宅医療の提供体制の整備・充実
 3. 医師や看護職員等の医療従事者の確保・養成
 4. 勤務医の働き方改革の推進



2 病床機能転換に活用できる支援策

(1) 回復期病床等転換施設整備費補助（H27～） 補助金

- 回復期以外の病床機能から回復期病床（回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟）へ転換または増床等で整備する医療機関の施設整備費への補助
 - ※ 横浜、川崎北部、川崎南部、県央二次医療圏では慢性期病床の整備も補助対象になります。
- 補助基準額（上限）
 - 改修（増床）：3,965 千円/床 改修（転換）：5,677 千円/床
 - 新築・増改築：5,677 千円/床
- 補助率 3／4

(2) 病棟等転換準備経費支援事業（R5～） 補助金

- 「基本診療料の施設基準等」（平成 20 年厚生労働省告示第 62 号）に定める施設基準等を満たす回復期リハビリテーション病棟（病室）又は地域包括ケア病棟（病室）の整備に伴い発生する以下の準備経費への補助。（開設前 6 カ月に発生する経費に限る）
 - ①看護職員（看護師、准看護師、看護助手）の訓練期間中の人件費
 - ②職員の募集に係る経費（人件費除く）
 - ③普及啓発に係る経費（人件費除く）
- 補助基準額（上限）
 - 567 千円×補助対象病床数
- 補助率 3／4

(3) 回復期病床等転換施設整備費補助の活用事例

【過去の活用実績（完了年度で整理）】

	医療機関数	転換病床数	うち地ケア病棟	うち回りハ病棟
H27	2	91 床	0 床	91 床
H28	11	360 床	180 床	180 床
H29	8	307 床	214 床	93 床
H30	4	147 床	40 床	107 床
R1	4	152 床	120 床	22 床
R2	6	263 床	263 床	0 床
R3	4	93 床	73 床	0 床
R4	3	146 床	6 床	80 床
R5	1	84 床	42 床	42 床
計	43	1,643 床	938 床	615 床

【補助金活用の場合の具体的な手続き例】

- A病院（前年度の「意向調査」にエントリー・地域包括ケア病棟に転換）
 - R3.8 回復期転換補助の意向調査に「希望あり」と回答
 - R3.12 県へ事前相談
 - R4.3 県に事業計画書を提出（添付書類：資金計画、設計図など）
 - R4.6 県へ交付申請書を提出
 - R4.7 交付決定
 - R4.8 入札公告・入札
 - R4.9 契約・工事着工
 - R4.12 工事竣工
 - R5.1 県へ実績報告書提出
 - R5.2 補助金の額の確定・補助金の支払い
 - R5.4 関東信越厚生局に地域包括ケア病棟の届出

- B病院（追加応募・2か年整備）
 - R3.5 施設改築に併せて地域包括ケア病棟への転換を検討、
県に相談
 - R3.8 県の 令和4年度予算で対応できることが確定
※「意向調査」にエントリーした医療機関を優先して事業実施するため、当該年度の予算が不足する場合には、翌年度予算での対応になり、お待ちいただくことになります。
 - R3.10 県へ交付申請書（1年目分）を提出
 - R3.11 交付決定
 - R3.12 入札公告・入札
 - R4.1 契約・工事着工
 - R4.3～4 県へ実績報告書（1年目分）提出
県へ交付申請書（2年目分）提出
 - R4.5 補助金の額の確定・補助金の支払い（1年目分）
 - R4.8 工事竣工
 - R4.9 県へ実績報告書提出
 - R4.10 補助金の額の確定・補助金の支払い
 - R5.1 関東信越厚生局に地域包括ケア病棟の届出

【補助金を辞退または翌年度以降に延期した事例における辞退・遅延理由】

過去に、以下のような理由で、補助申請を取り下げざるを得なくなったり、スケジュールが大きく遅れた事例があります。補助を受けるにあたっては、十分に留意して計画を立ててください。

■人員確保の問題

- 人員確保（医師、看護師）が困難なため
（慢性期から回復期への転換、休棟中病床の転換の事例など）

■計画変更・スケジュール遅延など

- 許認可等の手続きの遅れ
- 設計に時間を要し、年度内着手が困難になった
- 入札不調 ※最近の建設費高騰に伴い事例増加
- 別の補助金（耐震整備事業）を活用することにした
- 自院や地域の患者動向を分析した結果、急性期患者の需要が多いと判断した
- 回復期へ転換することについて、行政や地元の医療関係団体との調整がうまくいかない

■資金計画に関するもの

- 工事費高騰により予算額を超過
- 最低限の改修とし、補助を活用しないことにしたもの
（自己負担分の資金繰りの問題、補助を活用することによる制約など）

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和6年度）

【補助金】

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人
「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

補助金名 (補助対象事業)	補助事業者	(設置主体)				1 か所当たり基準額
		独 法	公 立	公 的	民 間	
救急医療関係						
休日夜間急患センター 施設整備事業	休日夜間急患 センター	○	×	○	○	次のいずれかの面積 (人口 10 万人以上の場合) 150 m ² ×192,600 円(鉄筋コンクリート) (人口 5 万人以上 10 万人未満の場合) 100 m ² ×192,600 円(鉄筋コンクリート)
災害時医療関係						
地域災害拠点病院施設 整備事業	地域災害拠点 病院	○	×	○	○	(1) 補強が必要と認められるもの基準面積 2,300 m ² ×47,500 円 (2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² ×225,500 円
						備蓄倉庫 1 か所当たり 49,578 千円
						非常用自家発電設備 1 か所当たり 161,049 千円
						受水槽 1 か所当たり 148,413 千円
						ヘリポート 1 か所当たり 85,559 千円
						給水設備 1 か所当たり 69,790 千円
						燃料タンク 1 か所当たり 32,184 千円
医療施設耐震整備事業	医療機関	○	×	△	○	ア Is 値 0.3 以上 0.6 未満の建物を有する第二次救急医療施設等の病院 基準面積 2,300 m ² ×47,500 円 イ Is 値 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等の病院 ウ Is 値 0.3 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² ×225,500 円 ※ウに限り、公的団体も補助事業者となり得る
有床診療所等消防用設備 整備費補助	病院、有床診療所、助産所 (病床又は入所施設を有している棟)	○	○	○	○	通常型スプリンクラー：21,400 円/m ² 水道連結型スプリンクラー：20,700 円/m ² パッケージ型自動消火設備：25,000 円/m ² 消防法施行令第 32 条適用：24,300 円/m ² } × 対象面積
						自動火災報知設備を新設する場合 1 施設当たり 1,130 千円
周産期医療関係						
産科医師等分娩手当補助事業 (地域医療介護総合確保基金事業費補助金)	分娩施設	×	○	○	○	1 分娩あたり 10 千円
産科・小児医療施設等誘致事業費補助	分娩取扱施設を開設する事業者 分娩を取り扱わない産科、小児医療施設を開設する事業者	○	○	○	○	【施設整備】 分娩室等：244,600 円(鉄筋コンクリート・木造)×194 m ² 宿泊施設：272,700 円(鉄筋コンクリート・木造)×40 m ² ×2 室 【設備整備】 医療機器：1 か所あたり 17,035 千円 医療機器以外の備品：1 か所あたり 17,035 千円 【設備整備】 診察室等：244,600 円(鉄筋コンクリート・木造)×160 m ² 【設備整備】 医療機器：1 か所あたり 17,035 千円 医療機器以外の備品：1 か所あたり 17,035 千円

※特定の指定医療機関に対する補助金など、対象が非常に限定される補助金は省略しています。
（例：救命救急センターや周産期救急医療システム受入病院への補助金等）
※一部要件等を省略して掲載している補助事業もありますので、詳細は所管課にお問合せください。
※意向調査「なし」「未定」の事業について希望がある場合は、所管課にお問合せください。

対象経費	補助率	財源	意向調査の有無及び時期	所管課・グループ
休日夜間急患センター（医科）の新築、増改築に要する工事費等	1/3 (事業者 2/3)	国庫	前年度 7 月頃	医療整備・人材課 医療整備グループ
地域災害拠点病院の新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	1/2 (事業者 1/2)	国庫	前年度 6 月頃	健康危機・感染症 対策課 災害医療グループ
備蓄倉庫整備に要する工事費等	1/3 (事業者 2/3)			
非常用自家発電設備整備又は更新に要する工事費等				
受水槽整備又は更新に要する工事費等				
ヘリポート整備に要する工事費等				
給水設備整備に要する工事費等				
非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に要する工事費等				
医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	1/2 (事業者 1/2)	国庫	前年度 6 月頃	健康危機・感染症 対策課 災害医療グループ
スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 32 条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費	1/2 (事業者 1/2)	国庫	前年度 6 月頃	医療整備・人材課 医療整備グループ
自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	定額	国庫		
分娩を取扱う産科医等に対して処遇改善を目的として分娩件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	1/3 (事業者 2/3)	基金	前年度 8 月頃	医療整備・人材課 人材養成グループ
1 分娩取扱施設として必要な各部門の新築、増築、改築、改修に要する工事費又は工事請負費 2 分娩取扱施設として必要な医療機器購入費、医療機器以外の備品購入費	1/2 事業者 1/2 ※国庫非活用の場合	国庫 基金	前年度 6 月頃	医療整備・人材課 医療整備グループ
1 分娩を取り扱わない産科、小児医療施設として必要な各部門の新築、増築、改築、改修に要する工事費又は工事請負費 2 分娩を取り扱わない産科、小児医療施設として必要な医療機器購入費、医療機器以外の備品購入費	1/2 (事業者 1/2)	基金		

補助金名 (補助対象事業)	補助事業者	(設置主体)				1 か所当たり基準額
		独 法	公 立	公 的	民 間	
人材確保・勤務環境改善支援関係						
院内保育事業運営費補助事業 (地域医療介護総合確保基金事業費補助金)	院内保育所を設置する病院等	○	×	○	○	原則 12 か月運営し、かつ保育料として 1 人当たり平均月額 10,000 円以上徴収している各病院内保育施設につき、1 により算定した基本額より別添 4 に定める保育料収入相当額を控除した額に、病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額に 0.42、2 により算定した加算額に 0.5 を乗じて得た額とする。 1 基本額 (1) A 型特例 1 人×180,800 円×運営月数 (2) A 型 2 人×180,800 円×運営月数 (3) B 型 4 人×180,800 円×運営月数 (4) B 型特例 6 人×180,800 円×運営月数 2 加算額 (1) 24 時間保育を行っている施設 23,410 円×運営日数 (2) 病児等保育を行っている施設 187,560 円×運営月数 (3) 緊急一時保育を行っている施設 20,720 円×運営日数 (4) 児童保育を行っている施設 10,670 円×運営日数 (5) 休日保育を行っている施設 11,630 円×運営日数 (休日とは、日曜日、祝日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日をいう。)
院内保育所施設整備費補助事業 (地域医療介護総合確保基金事業費補助金)	院内保育所を設置する病院等	○	×	○	○	次に掲げる基準面積に以下に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 収容定員×5㎡ ただし、30 人を限度とする。 単価 鉄筋コンクリート 210,700 円 ブロック 184,100 円 木造 210,700 円
新人看護職員研修事業費補助事業 (地域医療介護総合確保基金事業費補助金)	新人看護職員研修を実施する病院等	○	○	○	○	1 新人看護職員研修 次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 研修経費 ア 新人看護職員等が 1 名るとき 440 千円 イ 新人看護職員等が 2 名以上るとき 630 千円 (2) 教育担当者経費 新人看護職員等 5 名以上の場合に 5 名増すごとに 215 千円 (注) 当該年度 4 月末日現在在職数で上限 70 名 2 医療機関受入研修事業 (1) 1 名～4 名を受け入れた場合 1 施設当たり 113 千円 (2) 5 名～9 名を受け入れる場合 1 施設当たり 226 千円 (3) 10 名～14 名を受け入れる場合 1 施設当たり 566 千円 (4) 15～19 名を受け入れる場合 1 施設当たり 849 千円 (5) 20 名以上受け入れる場合 1 施設当たり 1,132 千円 (6) 受け入れる新人看護職員数が 20 名を超える場合 1 名増すごとに 45 千円 (注) 複数月で実施し、1 人当たり年間 40 時間で 1 人とし、上限 30 名 3 多施設合同研修 (1) 新人看護職員等が 10 名～14 名るとき 339 千円 (2) 新人看護職員等が 15 名以上の場合に 5 名増すごとに 113 千円 (注) 複数月で実施し、1 人当たり年間 40 時間で 1 人とする。
遠隔 ICU 体制整備促進事業	厚生労働省大臣が適当と認める者	○	○	○	○	次の(1)から(2)により算出された額の合算額とする。 1 支援側医療機関 26,000 千円+56,576 千円×1 日あたり平均運用時間/24 時間 2 依頼側医療機関 6,000 千円 ※なお、事業期間が 1 年に満たない場合は、基準額×事業月数/12 とする。

対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ
病院内保育所の運営（運営については、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）を尊重する。）に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）	2/3 (事業者 1/3)	基金	前年度 3 月	医療整備・人材課 人材確保グループ
病院内保育所（施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）を尊重する。）として必要な新築、増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費	0.33 (事業者 0.67)	基金	前年度 5～6 月頃	
1 新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費） 新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当） 2 医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2 (事業者 1/2)	基金	なし	医療整備・人材課 人材確保グループ
3 多施設合同研修の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費	1/3 (事業者 1/3)			
1 職員基本給、職員諸手当、通信運搬費、雑役務費、社会保険料、委託費（システム運用費、システム保守経費） 2 通信運搬費、雑役務費、委託費（システム保守経費）	1/2 (事業者 1/2)	国庫	なし	医療整備・人材課 医療整備グループ

補助金名 (補助対象事業)	補助事業者	(設置主体)				1 か所当たり基準額
		独 法	公 立	公 的	民 間	
人材確保・勤務環境改善支援関係						
看護実習施設受入拡 充事業費補助 (地域医療介護総合 確保基金事業費補助 金)	看護実習を受け入れている病院 等	○	○	○	○	1 実習指導者講習会等受講経費 訪問看護ステーション、助産所、特別養護老 人ホーム及び介護老人保健施設 1 受講者あたり 97 千円 病院 1 受講者あたり 582 千円 2 実習受入施設代替職員経費 1 施設あたり 582 千円 (注)「実習指導者」とは、実習指導者講習 会を修了した者、「実習指導者講習会」と は、都道府県が実施している実習指導者講習 会又はこれに準じるものとして厚生労働省が 認定した講習会をいう。
地域医療勤務環境改 善体制整備事業 (地域医療介護総合 確保基金事業費補助 金)	地域医療において特別な役割が あり、交付要件を満たす医療機 関	○	○	○	○	1 資産形成経費 (ICT 等費用、休憩室の設備 購入等の休憩環境整備費用) 2 その他経費 (医師事務作業補助者研修費 用、改善支援アドバイス費用、医療専門職支 援人材の雇用、タスク・シェアリングに伴う 医療専門職雇用等に係る補助) 1, 2 ともに、病床機能報告の稼働病床数 1 床あたり 133 千円
地域医療勤務環境改 善体制整備特別事業 (地域医療介護総合 確保基金事業費補助 金)	医療機関としての指導体制を整 備し、基本的な診療能力に加 え、最新の知見や技能又は高度 な技能を習得できるような医師 を育成する医療機関	○	○	○	○	1 資産形成経費 (ICT 等費用、休憩室の設備 購入等の休憩環境整備費用) 2 その他経費 (医師事務作業補助者研修費 用、改善支援アドバイス費用、医療専門職支 援人材の雇用、タスク・シェアリングに伴う 医療専門職雇用等に係る補助) 1, 2 ともに、病床機能報告の稼働病床数 1 床あたり 133 千円
勤務環境改善医師派 遣等特別推進事業 (地域医療介護総合 確保基金事業費補助 金)	地域医療において特別な役割が ある医療機関及びその医療機関 へ医師の派遣を行う医療機関	○	○	○	○	(派遣受入医療機関) 受入 1 人あたり 150 千円 (派遣医療機関) 1 人 1 月あたり 1,250 千円
外国人看護師候補者 就労研修支援事業	EPA 看護師候補者受入病院等	○	○	○	○	1 日本語習得支援事業 候補者 1 人あたり 117 千円 2 就労研修支援事業 受入施設 1 か所あたり 461 千円
訪問看護ステーショ ン等研修事業	1 教育支援ステーション事業 費補助 県内で訪問看護に関連する事業 を行う事業所、団体等 2 特定行為研修受講促進事業 費補助 県内に所在する医療機関及び訪 問看護ステーション (医療機 関・診療所のみなしを除く)	○	○	○	○	1 医療圏あたり 1,600 千円 受講者 1 人あたり 700 千円 但し、1 箇所あたり、700 千円を補助選定額 の上限とする。

対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ
1 実習指導者講習会等受講に必要な次に掲げる経費 (1) 講習会受講経費 (受講料、教材費、旅費) (2) 代替職員経費（受講期間中の業務に対応するものに限る） (謝金、人件費、手当) 2 実習受入施設における専任教育担当者や実習指導者等の指導に係る職員を補佐するための代替職員経費（謝金、人件費、手当）	1/3 （事業者 2/3）	基金	前年度 3 月	医療整備・人材課 人材確保グループ
医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費 1 資産形成経費（ICT 等費用、休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用） 2 その他経費（医師事務作業補助者研修費用、改善支援アドバイザー費用、医療専門職支援人材の雇用、タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助）	資産形成経費 9/10 （事業者 1/10） その他経費 10/10	基金	未定	医療整備・人材課 人材確保グループ
医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費 1 資産形成経費（ICT 等費用、休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用） 2 その他経費（医師事務作業補助者研修費用、改善支援アドバイザー費用、医療専門職支援人材の雇用、タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助）	資産形成経費 9/10 （事業者 1/10） その他経費 10/10	基金	未定	医療整備・人材課 人材確保グループ
（派遣受入医療機関） 派遣医師を受け入れるための準備に必要なとなる経費 （派遣医療機関に係る経費） 医師の派遣により遺失した利益に当該医療機関における直近の決算数値により算出される医師 1 人 1 月当たりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額	資産形成経費 9/10 （事業者 1/10） その他経費 10/10	基金	未定	医療整備・人材課 人材確保グループ
日本語習得支援事業及び就労研修支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 1 指導者経費（謝金、人件費、手当） 2 報償費 3 旅費 4 需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費） 5 役務費（雑役務費、通信運搬費） 6 備品購入費	定額	国庫	なし	医療整備・人材課 人材養成グループ
1 訪問看護に関する研修の企画・実施及び同行訪問の実施に必要な経費（人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料） 2 看護師が特定行為研修を受講する際に指定研修機関に支出した経費のうち、事業者が当該看護師に支払った経費（入学費、受講費、教材費等）	3/4 （事業者 1/4） 1/2 （事業者 1/2）	基金	なし	医療整備・人材課 人材確保グループ

補助金名 (補助対象事業)	補助事業者	(設置主体)				1 か所当たり基準額
		独 法	公 立	公 的	民 間	
看護師等養成所運営 費補助（地域医療介護 総合確保基金事業 費補助金）	看護師等養成所	○	×	○	○	次に掲げる課程ごとの基準額A、基準額B及び基準額Cの合計額とする。 1 看護師（3年課程）養成所 【全日制】 (1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エの合計額に別表4に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 16,178,000 円 イ 総定員が 120 人を超える養成所において専任教員分として定員 30 人増すごとに 1,842,000 円 ウ 事務職員分として 1 か所当たり 536,000 円 エ 生徒数に 1 人当たり 15,500 円を乗じて得た額 (2) 基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者 1 人当たり 340,000 円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者 1 人当たり 147,000 円 (3) 基準額C 卒業者数に 1 人あたり 15,500 円を乗じて得た額に神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱別表 4 に定める調整率及び同別表 5 に定める調整率を乗じて得た額 (以下、定時制、2 年課程等については省略)
看護師等養成所施設 整備費補助（地域医療 介護総合確保基金 事業費補助金）	看護師等養成所	○	×	○	○	次に掲げる基準面積に以下に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 保健師、助産師、看護師の学校又は養成所 学生定員 × 20 m² (ただし、2 年課程（通信制）は 3 m²) (2) 増築の場合 新築の場合に準じて算定した面積 ただし、既存面積と増築面積との合計面積は、上記(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。 (3) 改築（移改築及び模様替えを含む。）の場合 当該施設の既存面積 ただし、上記(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。 (4) 男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合は、上記(2)又は(3)により算定した面積に 16.2 m²を限度として加算した面積 単価 鉄筋コンクリート 168,400 円 ブロック 145,600 円 木造 168,400 円

対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ
看護師養成所の運営費に必要な経費 1 教員経費 (1) 専任教員給与 (2) 専任教員人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、 備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費 (3) 部外講師謝金 (4) 委託料（上記教員経費のうち（1）～（3）に該当するものとする。） 2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料（上記専任事務職員給与費とする。） 3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費（消耗機材に要する経費） (3) 委託料（上記生徒経費のうち（1）及び（2）に該当するものとする。） 4 実習施設謝金 (1) 報償費（実習施設謝金） (2) 委託料（上記報償費とする。） 5 新任看護教員研修事業実施経費（部外講師謝金、部外講師旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、備品購入費） 6 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費（部外講師謝金、部外講師旅費、代替教員雇上経費）	10/10	基金	なし	医療整備・人材課 人材確保グループ
学校又は養成所（寄宿舍を含む。）の新築、増改築に要する 工事費又は工事請負費	1/2 (事業者 1/2)	基金	前年度 5～6 月頃	医療整備・人材課 人材確保グループ

補助金名 (補助対象事業)	補助事業者	(設置主体)				1 か所当たり基準額
		独 法	公 立	公 的	民 間	
看護業務等アシスト 機器導入支援事業費 補助（地域医療介護 総合確保基金事業費 補助金）	病院	○	○	○	○	1 機器あたり 移乗支援（装着型・非装着型）・入浴支援用 機器の場合 2,000 千円 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケー ション用機器の場合 600 千円 （注）「神奈川県「介護ロボット導入支援事 業」補助対象ロボット一覧」に掲載された機 器を対象とする。
その他院内環境整備関係						
院内感染対策施設整 備事業	病院	○	×	×	○	1 室あたり 14,546 千円とし、空調設備（空 気清浄度クラス 1 万以上）を整備する場合 は、33,105 千円を加算する。
精神科病院患者見守 りカメラ設置事業	県所管域（横浜市、川崎市、相 模原市を除く地域）に所在し、 精神科病床を有する病院	○	×	×	○	1 病棟あたりのカメラ設置費：528,000 円 なお、1 病棟あたりのカメラ設置費が上記金 額を下回った場合、その額を補助基準額とす る。
病床機能転換関係						
回復期病床等転換施 設整備費補助 （地域医療介護総合 確保基金事業費補助 金）	県内に所在する医療機関の開設 者で知事が適当と認めるもの	○	○	○	○	新築・増改築 1 床あたり 5,677 千円 改修（増床） 1 床あたり 3,965 千円 改修（転換） 1 床あたり 5,677 千円
病棟等転換準備経費 支援事業（地域医療 介護総合確保基金事 業費補助金）	県内に所在する医療機関の開設 者（知事が適当と認めるもの）	○	○	○	○	567 千円×補助対象病床数
心臓リハビリテーシ ョン設備整備事業費 補助金	県内に所在する医療機関の開設 者	○	○	○	○	1 医療機関当たり 9,000 千円

対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ
機器導入に要する備品購入費、賃借料、需用費及び 役務費	1/2 (事業者 1/2)	基金	前年度 5～6月頃	医療整備・人材課 人材確保グループ
病院の感染者のための個室設備に必要な工事費又は 工事請負費	1/3 (事業者 2/3)	国庫	前年度 7～8月頃	医療企画課 法人指導グループ
事業の実施に必要な経費（需用費、役務費、委託 料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費）	1/3 (事業者 2/3)	基金	前年度 12月頃	がん・疾病対策課 精神保健医療グループ
「基本診療料の施設基準等」に定める以下のいずれ かの施設基準等を満たす施設を整備するために必要 な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請 負費 1 回復期病床の整備 ア 回復期リハビリテーション病棟入院料 イ 地域包括ケア病棟入院料（又は入院医療管理 料） 2 慢性期病床の整備（H31 年度～） （横浜二次保健医療圏又は川崎北部、川崎南部、県 央二次医療圏において整備を行う場合に限る。） ア 療養病棟入院料（又は特別入院基本料） イ 有床診療所療養病床入院基本料 ウ 緩和ケア病棟入院基本料 エ 特殊疾患病棟入院料（又は入院医療管理料） オ 障害者施設等入院基本料	3/4 (事業者 1/4)	基金	前年度 4～5月頃 （一部当年度の 4～5月で実施）	医療整備・人材課 医療整備グループ
「基本診療料の施設基準等」（平成 20 年厚生労働省 告示第 62 号）に定める施設基準等を満たす回復期 リハビリテーション病棟（病室）又は地域包括ケア 病棟（病室）の整備に伴い発生する以下の準備経 費。 （開設前 6 カ月に発生する経費に限る） ・ 看護職員（看護師、准看護師、看護助手）の訓 練期間中の人件費 ・ 職員の募集に係る経費（人件費除く） ・ 普及啓発に係る経費（人件費除く）	3/4	基金	未定	医療企画課 企画グループ
施設基準上求められている運動負荷装置等の導入費 用	1/2 (事業者 1/2)	基金	前年度 5～6月頃	がん・疾病対策課 がん・循環器対策グループ

補助金名 (補助対象事業)	補助事業者	(設置主体)				1 か所当たり基準額
		独 法	公 立	公 的	民 間	
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 (介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備) (地域医療介護総合確保基金事業費補助金)	介護療養病床を介護医療院等に転換する医療機関	○	○	○	○	R 1. 10.1～ 改修：1,115 千円×整備床数 改築：2,770 千円×整備床数 創設：2,240 千円×整備床数
施設開設準備経費等支援事業 (地域医療介護総合確保基金事業費補助金)						219 千円×定員数（転換床数）
病床機能再編支援事業 (地域医療介護総合確保基金事業費補助金)	病院又は診療所（療養病床又は一般病床を有するもの）	○	○	○	○	高度急性期・急性期・慢性期（以下、「対象3区分」と言う。）として報告された病床の稼働病床数の合計から減少した病床数（10%以上の減少が必要）について、対象3区分の病床稼働率に応じて、減少する病床1床ごとの額を支給
在宅医療関係						
在宅医療提供体制整備事業（地域医療介護総合確保基金事業費補助金）	(1) 新たに在宅医療（往診・訪問診療）に取り組む医療機関 (2) すでに在宅医療に取り組んでいる医療機関のうち、情報通信機器を活用して次のいずれかに該当する取り組みを行う医療機関 ア 単独で、患者の受入件数の増加を計画する医療機関〔単独型〕 イ 複数の医療機関や訪問看護ステーション、訪問薬局等と連携し、多職種で在宅患者の訪問・見守りを計画する医療機関〔多職種連携型〕	○	○	○	○	医療機関事業費上限額 (1) 3,000 千円 (2) ア：400 千円 イ：5,000 千円
在宅医療退院支援強化事業（地域医療介護総合確保基金事業費補助金）	退院時共同指導に新たに取り組むまたは拡充する計画を示している診療所・訪問看護ステーション	○	○	○	○	医療機関事業費上限額 (1) 848千円 (2) 304 千円（1 か月）

対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ
病床の転換のための施設の改修等に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	10/10	基金	未定	高齢福祉課 保健・居住施設グループ (政令市・中核市においては 各市の高齢者施設整備部署)
必要な初度経費(設備整備、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業立ち上げに必要な経費[需要費、使用料及び賃借料、備品購入費(設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料、工事請負費])	10/10			
地域医療構想の達成に向け、高度急性期、急性期及び慢性期の対象3区分の稼働病床数が、平成30年度病床機能報告時と比較して10%以上減少した場合や、同様に、対象区分の病床減を伴う統合により1以上の病院が廃止になった場合に、その減少する病床数に応じて一定の給付金を支給	10/10	基金	未定	医療企画課 企画グループ
(1) 「在宅医療の提供に必要となる医療機器」及び「オンライン診療等に活用する情報通信機器」 (2) 「オンライン診療等に活用する情報通信機器」のみ。	3/4 (事業者 1/4)	基金	未定	医療企画課 地域包括ケアグループ
(1) 医療事務作業補助者の募集・雇用に係る経費 (2) 雇用後の研修期間として最大3か月の人件費相当額	3/4 (事業者 1/4)	基金	未定	医療企画課 地域包括ケアグループ

【補助金以外の支援事業】

事業名	対象事業者	支援内容	費用負担	財源	所管課・グループ
人材確保・勤務環境改善関係					
医療勤務環境改善支援センター事業	医療機関	○ 医療勤務環境改善支援センターに寄せられた各医療機関からのさまざまな相談に対して、医療労務管理（勤務シフトの見直し、就業規則、賃金制度の設計、安全衛生管理や福利厚生など）に関する相談については医療労務管理分野アドバイザーを、医業経営分野（診療報酬制度面や医療制度・医事法制面、組織マネジメント、経営管理面など）に関する相談については医業経営分野アドバイザーを派遣することにより支援する。 ○ 医療従事者の勤務環境改善に向けて、医療機関全体での継続的な取組として、現状分析から課題を明確にし、本格的に取組を進めるため、勤務環境改善マネジメントシステムの導入を支援する。	無料	基金	医療整備・人材課 人材確保グループ
重度重複障害者等支援看護師養成研修事業	看護職	○障害福祉分野では看護に対する低い認知度や重度重複障害者等に対するケアの特殊性等により、慢性的に看護職が不足しているため、専門的な技術をもつ看護職の養成、人材確保、定着を図るため、講義、演習、実習等の研修を行う。 ○看護学生及び離職中の看護師資格保有者並びにこれに準ずる医療関係者に向け、重度重複障害者等に係る職場の魅力が伝わる内容となるよう普及啓発の研修を行う。	無料	基金	障害サービス課 福祉施設グループ
地域医療支援センター運営費	地域医療に従事する医師、医師不足病院等	地域医療支援センターを運営し、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保支援を行い、医師不足及び地域偏在の解消を図る。	無料	基金	医療整備・人材課 人材確保グループ